

2024年2月16日

各位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 小宮 暁
(コード 8766 東証プライム)
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)
八幡 俊洋(TEL 03-6704-4268)

「グループ監査委員会」の設置について

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループ CEO 小宮 暁、以下「当社」)は、グループ会社に対する内部統制・ガバナンス強化を目的として、当社の社外取締役である松山 遙氏を委員長とする取締役会委員会「グループ監査委員会」を2024年4月1日付で設置することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 背景・目的

当社子会社の東京海上日動火災保険株式会社は、保険料調整行為に関して、2023年12月26日付で、保険業法132条同1項の規定に基づき、金融庁より業務改善命令を受けました(※1)。当社は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、当社グループの内部統制全般およびグループ会社に対するガバナンスを強化すべく、既存の「内部統制委員会」を改組し、2024年4月1日付で「グループ監査委員会」を新たに設置することを決定いたしました。

(※1) 2023年12月26日当社ニュースリリース「当社子会社の金融庁による業務改善命令の受領について」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8766/tdnet/2376657/00.pdf>

これまで当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより企業価値の向上に努めてきました。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である「内部統制委員会」での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認していました。

しかしながら、国内のグループ会社で発生した保険料調整問題等の不祥事案、海外のグループ会社で発生したガバナンス関連事案等を受け、内部統制システムおよび内部監査機能の一層の強化が必要と判断し、社外の視点も入れた「グループ監査委員会」を2024年4月1日付で設置することを決定し、取締役会としての監督機能を強化していくことといたしました。

強化のポイントは以下のとおりです。

- ・ 「グループ監査委員会」においては、委員長には当社の社外取締役である松山遙氏、委員には、社内委員に加え、宇澤亜弓氏(公認会計士宇澤事務所代表)が就任し、当社および国内外のグループ会社における業務プロセスやカルチャー等について、世間・社会の常識とのズレといった観点も含め、執行から独立した社外視点からも検証します。
- ・ これまでの「内部統制委員会」は、内部統制システム全般に関する審議が中心でしたが、「グループ監査委員会」では個別不祥事案も審議対象に加え、当社として各グループ会社の再発防止策の適切性を確認し、他のグループ会社への横展開やグループレベルでの取組みの必要性を検討します。

今後、当社は同委員会の取組み等を通じて、内部統制システム・内部監査機能のより一層の強化・充実を図り、お客さまをはじめ、社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

2. グループ監査委員会の概要

(1)委員会名	グループ監査委員会
(2)委員長	松山 遙(当社社外取締役)
(3)委員	宇澤 亜弓(公認会計士宇澤事務所代表) 岡田 健司(当社専務取締役兼専務執行役員(内部統制業務担当)) 滝澤 俊平(当社常務執行役員(内部監査業務担当))
(4)事務局	経営企画部、内部監査部 ※内部監査部は複数の社外人材を採用予定
(5)開催頻度	原則、年4回
(6)主な役割	<ul style="list-style-type: none">・ グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定、実施状況の評価および改善に係る審議ならびに総合的調整および推進・ 国内外の各グループ会社で発生した不祥事案や重大事案に対する適切な再発防止策の策定・実施状況の確認・ 同業他社や他業界で発生した事象について、東京海上グループでの潜在・発生可能性やシナリオ、現時点での対応策の有効性等の確認。その内容を踏まえた各グループ会社へのテーマ監査等の実施指示および監査結果の確認

以上